

**これからの時代における文化生涯学習行政のあり方  
と持続可能なまちづくりに向けた成果活用について  
(答申案)**

**茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会**

**令和4年12月●日**

## 目次

第1章	これからの時代における文化生涯学習行政のあり方について.....	4
1	背景.....	4
2	これからの文化生涯学習行政のあり方について.....	6
第2章	重点的に取り組むべき施策とそのあり方について.....	8
1	定例的・継続的な文化生涯学習施策.....	8
2	新たな文化生涯学習施策.....	10
第3章	効果的な評価の仕組みについて.....	13

## はじめに

茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会（以下「委員会」という。）では、人口減、税収減と、あらゆるものが縮小せざるを得ないであろうこれからの時代に向けて、さらにコロナ禍という未曾有の危機を経験したことをふまえて、持続可能なまちづくりを実現するために必要な、文化推進行政・生涯学習振興行政が取り組むべきことやその評価のあり方について、具体的に現状の施策や事業の評価をしながら、提言すべく議論を重ねてきました。

論点は大きく2点、「重点的に取り組むべき施策とそのあり方」と「効果的な評価の仕組み」です。

「重点的に取り組むべき施策とそのあり方」については、持続可能なまちづくりにつながる要素として、「人口構成の世代間バランスを保つ」「子育て世代を呼び込み定住を促す」「生涯にわたって安心して暮らし続けられる」といったことがあり、それらの実現に役立つ文化生涯学習施策を、重点的に取り組むべき施策として考えました。

縮小社会において限りある資源を、集中して取り組むべき施策とは何か、また、その手法においては、コロナ前に回帰するのではなく、新たな社会システムに対応する手法について、民間資金の導入など財源確保のあり方などについても議論をしました。

「効果的な評価の仕組み」については、令和2年度の最終評価にて振り返ったこれまでの評価の仕組みの課題と反省から掲げられたものです。まず、市の抱える現状をより良く改善し、さまざまな課題を解決するにあたり、文化・生涯学習行政としてどのような施策や事業を展開すべきかを考えることが重要ですが、評価することが目的化してしまっているという課題がありました。そして、固定指標に対する評価は、前茅ヶ崎市総合計画（以下「総合計画」という。）実施計画の評価と重なる部分も大きく、文化生涯学習振興の視点が弱かったという反省があり、これからの時代に対応する評価のあり方について議論をしました。

それらの議論をまとめたものが本答申となっています。先の見えない不確定なことが多い時代だからこそ、将来への指針は必要です。本答申がコロナ禍の影響で策定を延伸した、次期茅ヶ崎市文化生涯学習プランの骨子として役立てていただくことを望みます。

令和4年12月

茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会  
委員長 野田 邦弘

# 第1章 これからの時代における文化生涯学習行政の考え方について

## 1 背景

### (1) 本市の動き

本市では、文化生涯学習に関する施策を総合的、効果的に進めることを目的として、茅ヶ崎市文化生涯学習プラン（以下「プラン」という。）を平成24年3月に策定しました。

これまで培われてきた「茅ヶ崎」の文化資源を生かして、新たな文化を創り上げていくこと、また、多様化した市民の学習ニーズに対応した環境づくりを推進するとともに、学習の成果を生かすことができる生涯学習社会の実現を目指してきました。

現プランでは、「総合計画基本構想」と整合を図るため、令和2年度を目標に必要な施策を実施してきました。この間、施策の進捗状況や社会情勢の変化等に対応するため、計画期間の中間にあたる平成28年度に中間見直しを行いました。

また、令和3年度からの次期プラン策定に向けて、①前プランのコンセプトの継承②文化生涯学習施策を大局から俯瞰したプランづくり③市民参加によるプランづくりを基本的な考え方として、市民アンケートや市民とのワークショップ、審議会における検討等を進めました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施計画の策定が2年間延期となったことに伴い、現プランの計画期間及び次期プランの策定期間を延伸することとしました。

そのことを受け、委員会による「茅ヶ崎市文化生涯学習プラン最終評価（答申）」（令和2年12月）における「当面の間の文化生涯学習行政の推進のあり方」に基づき、「当面の間の文化生涯学習事業推進方針」を令和3年3月に策定しました。

そして、令和4年3月の委員会で、あらためて令和6年度を始期とする次期プランの策定を目指して、「これからの時代における文化生涯学習行政のあり方と持続可能なまちづくりに向けた成果活用について」の諮問を受けました。

### (2) 国の動き

国では文化行政に関して、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することを趣旨とする「文化芸術基本法（以下「法」という。）」を平成29年6月に改正しました。法第4条では、文化芸術振興における地方公共団体の責務が明文化され、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」としています。

また、平成30年の「文化芸術推進基本計画」（第1期）では、「文化芸術は、国民全体及

び人類普遍の社会的財産として、創造的な経済活動の源泉や、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤となるものであり、以下のような本質的及び社会的価値を有している」としています。

(本質的価値)

- ・文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、想像力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものであること。
- ・文化芸術は、国際化が進展する中であって、個人の自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものであること。

(社会的・経済的価値)

- ・文化芸術は、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するものであること。
- ・文化芸術は、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するものであること。
- ・文化芸術は、科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものであること。
- ・文化芸術は、文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものであること。

生涯学習振興行政に関しては、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(平成2年6月制定)において、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関し、その推進体制の整備その他必要な事項が定められています。

平成18年12月には「教育基本法」が改正され、第3条として生涯学習の理念が加えられ、平成20年2月の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」では、この理念に配慮しつつ、教育行政分野に加え首長部局において実施される生涯学習に資する施策全体を総合的に調和・統合させるための行政が、生涯学習振興行政の固有の領域であると掲げています。

また、第3期教育振興基本計画では、「人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進」が目標の一つとして掲げられています。

令和4年8月の第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議題の整理では、生涯学習の現状・課題として、社会的に困難な立場にある人々に関する問題が深刻化、デジタル社会進展への対応の必要性が増大していることを掲げています。

また、生涯学習が果たしうる役割として、人生100年時代において、デジタル社会に対応できるようデジタルリテラシーの向上を目指すことや、困難な状況にある人も含め、誰一人取り残すことなく、学習機会を提供することを掲げています。

## 2 これからの文化生涯学習行政の考え方について

文化と学びは、人々の心に働きかける力を持つ欠かすことができない「大切なもの」のひとつです。誰もが文化・芸術に触れることができる機会の充実を図り、いつでも知識や技術を習得できる学習の場や交流の機会の創出に取り組んでいくことは、いつの時代も変わらない文化生涯学習行政の命題です。

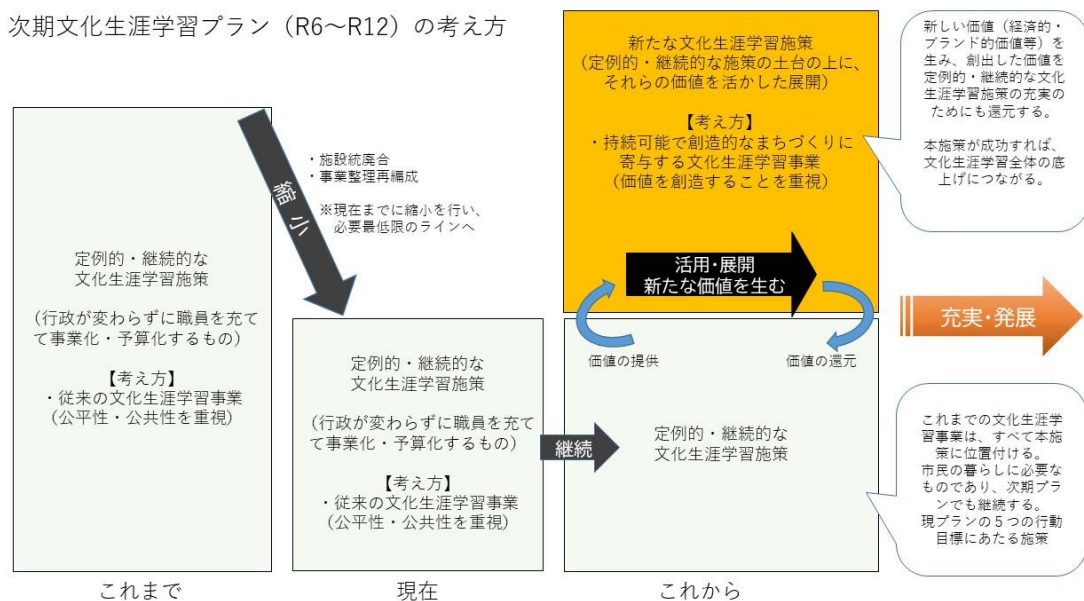
一方で、これからもさらに進むであろう人口減少や少子高齢化を見据えた中で、文化芸術や生涯学習により生み出される様々な価値を持続可能なまちづくりに活かしていく大局的な視点をもって、領域横断的に働きかけていくことが必要です。

文化生涯学習に関わる施設についてはそれぞれの施設の特性を活かした運営と連携のもと、まちの新しい文化をつくる人材育成の場となることが望まれます。次世代の育成とともに、人生 100 年時代における、より多様で豊かな生き方が志向される人生をふまえた学習機会の提供が求められます。

喫緊の課題である文化的遺産の保存継承のあり方をはじめ、社会状況や技術等の変化を把握し、一歩先をよんだ対応や施策の立案、ICT・AI・IoT等をさらに活用した事業展開が必要になってくるでしょう。

いつの時代も変わらない人々の心に潤いを届ける文化生涯学習施策を着実に行いつつ、そこで培われた土壌を活かして、不確定な時代を文化生涯学習の力で乗り越えていくための、従来の枠組みにとらわれない文化生涯学習施策に果敢にダイナミックに取り組むことを望みます。具体的には、次のようなイメージです。

### 【これからの文化生涯学習行政の考え方について】



定例的・継続的な文化生涯学習施策は、現在までの間に、市の財政健全化の取組等の影響により、事業費の削減等、必要最低限のラインまで縮小されました。

これからは、定例的・継続的な文化生涯学習施策をこれ以上縮小することなく、既存の文化資源の価値を最大限活用し、新たな文化生涯学習施策を実施すべきと考えます。

新たな文化生涯学習施策が生み出した新たな価値は、定例的・継続的な文化生涯学習施策に還元し、2つの施策が両輪となり、価値の提供、還元というサイクルを経ながら、茅ヶ崎の文化生涯学習の充実・発展及び将来に向けて持続可能な創造的まちづくりにつなげる必要があります。

なお、定例的・継続的な文化生涯学習施策は、国の「文化芸術推進基本計画」（第1期）で言う「本質的価値」、新たな文化生涯学習施策は、「社会的・経済的価値」にあたる考えます。

また、これからの時代に取り組むべきこととして、委員会からは次のように提案します。

#### 【これからの時代に向けて取り組むべきこと】

- ・コロナ禍をふまえ、外に出られない方、海外の方等が講座等に参加できるようにオンライン化を推進すること。
- ・オンラインに触れたことのない方の最初の一步となる機会の提供を図ること。
- ・オンラインだからこそ楽しめる企画の研究と充実を図ること。
- ・文化芸術活動、生涯学習活動に関する市民の関心を高め、意識を醸成していく機会を提供し、充実を図ること。
- ・世代ごとのアプローチ（高齢者、子どもなど、戦略的にターゲットを切り分ける）を明確にすること。
- ・時代に合わせた文化遺産の保存・活用のあり方についての再構築を図ること。
- ・イノベーションが起ころしやすい環境をつくるための新たな文化生涯学習施策に取り組むこと。
- ・「文学のまち 茅ヶ崎」「映画のまち 茅ヶ崎」といったテーマを掲げて施策に取り組むこと。

## 第2章 重点的に取り組むべき施策とそのあり方について

「第1章 これからの時代における文化生涯学習行政のあり方について」に基づき、重点的に取り組むべき施策とあり方について提案します。

### 1 定例的・継続的な文化生涯学習施策

「文化生涯学習の担い手・主役は市民である」という基本的な考え方にに基づき、より市民が活動・活躍しやすくなる環境づくりに引き続き着実に取り組むため、現プランの「行動目標」とそれに紐づく「施策の方向」の継続が必要です。

継続する「行動目標」、「施策の方向」に基づき実施される施策は、国の「文化芸術推進基本計画」（第1期）でいう「本質的価値」にあたり、「定例的・継続的な文化生涯学習施策」として、これ以上縮小しないよう推進すべきです。

また、施策の推進にあたっては、子どもから高齢者まで誰一人取り残すことのないこと、先行きの見えない変化の激しい時代だからこそ、その時々々の社会状況に合った手法を選択し、質を高めていくことが重要です。

評価については、事業参加者数などの定量的な評価のみに陥らない、しっかりとその事業の価値・効果を評価できる運用を目指すべきです。

特に、文化芸術の振興のためには、法の基本理念である「年齢や障がいの有無、経済的な状況にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境の整備」はとても重要です。

茅ヶ崎市は、現プランにおいて文化芸術の拠点として位置づけている茅ヶ崎市民文化会館をはじめとして、茅ヶ崎市美術館、茅ヶ崎ゆかりの人物館、開高健記念館など、様々な文化施設を有しています。

これら施設の特性を活かした運営をするとともに、施設間の連携強化や施設の枠を超えた事業展開など、誰もが文化芸術に触れる機会の充実をより一層図ることが必要です。

また、そのためには、子どもの居場所づくりなど、福祉等の視点を取り入れた社会的包摂の考え方や、地域で文化芸術活動をする団体等との連携・協働が求められます。

さらに、文化芸術のすそ野を広げていくためには、次世代を担う子どもたちの豊かな創造性や感受性を育む環境の整備が必要です。学校等と連携し、文化芸術が教育分野に取り入れられる仕組みづくりが求められます。

生涯学習振興のためには、文化芸術の振興と同様、年齢や障がいの有無、経済的な状況にかかわらず、誰もが学ぶことができる環境整備が重要です。

例えば対面だけではなく、オンラインも付加したハイブリッド講座を無料で行うなど、多種多様な学習の機会を継続的に提供することが必要です。

一方で、自主的に個人や集団での学習を希望する市民のため、ハマミーナまなびプラザ



を拠点として、場の提供を行うと同時に、生涯学習につながる機会を増やすため、幅広い生涯学習情報をリアルタイムで継続して提供することも必要です。

また、まなびの人材を確保するため、制度の周知を積極的に行い、確保した人材の支援・育成、発表の場の充実を図ることも重要です。

教育委員会との連携も重要で、例えば、小・中学校では「GIGAスクール構想」が導入されていますので、新たにオンラインを活用した連携方法についても模索する必要があります。

#### 【定例的・継続的な文化生涯学習施策の推進のために継続すべき現プランの行動目標の考え方】

「定例的・継続的な文化生涯学習施策」を推進するために、現プランの行動目標の継続が必要と述べましたが、その行動目標の考え方について以下のとおり提案します。

##### ・「機会の提供」

市民が質の高い文化芸術に気軽に親しむことができ、自己の充実に向けた学習のきっかけとなる機会の提供を検討してください。また、その意欲を維持し、創造などの活動に発展していくための機会の充実を図る必要があります。

##### ・「人材の育成と活用及び支援」

市民の文化生涯学習活動を支援する人（以下「支援者」という。）の知識や指導力を高めるための講座や研修会を開催し、その成果を発揮する場を充実させることにより、支援者の育成を図る必要があります。そして、誰もが文化生涯学習活動の担い手となり、次世代へと伝えていくことができる環境を作るとともに、文化に携わる人材を育成する環境の整備が求められます。

一方で、支援者を個人に限定するのではなく、茅ヶ崎市自治基本条例において市民として定められている学校や企業、各種団体などの関係者を積極的に活用してください。

##### ・「拠点機能の整備」

文化芸術や学びを通して、市民が自ら活動し活躍の場を広げていける環境を整備する必要があります。また、各々で活動している様々な文化生涯学習活動を行う多世代の市民や団体等が集い、交流できる機会や場を継続して提供することが重要です。

今まで接点のなかった多世代の市民や団体等が交流することにより、文化や技術の伝承が行われるなど、次世代の担い手の育成につながると考えます。

##### ・「文化資源の有効活用」

茅ヶ崎市における文化資源の調査・研究、保存、維持・継承を図ってください。

また、市民が茅ヶ崎市の文化資源に関する知識や理解を深め、新たな文化を創造できるよう、文化資源を活用した普及啓発活動を継続的に行う必要があります。

一方で、発掘・創造した文化を市民に広め、茅ヶ崎市民であることの誇りを持つような取組を進めてください。文化を広めるための広報に加えて、文化を新たに発見・発掘する意識を多くの市民が持つための情報を発信する必要があります。

#### ・「連携・協働のしくみづくり」

文化生涯学習行政を推進し、施策を展開する上で、個人、団体、学校、企業などの枠組みを超えた連携・協働などの協力関係を構築する必要があります。中でも、学校との連携は重要です。前述のように、茅ヶ崎市民とは、団体や学校、企業、その他コミュニティで活動する組織を含んでおり、それぞれが積極的に活動することで、支援者としての活躍の場も増えていくものと考えられます。

行政と市民の連携・協働のみにとどまるのではなく、市内に存在する団体や学校、企業、その他コミュニティで活動する組織も連携や協働ができるような仕組みを作る必要があります。

最後に、「定例的・継続的な文化生涯学習施策」はプランの基本となるものです。次期プランの策定にあたっては、文化生涯学習の主役となる市民の声を十分に反映した施策を取り入れることを望みます。

## 2 新たな文化生涯学習施策

「社会的・経済的価値」を意識し追求する「新たな文化生涯学習施策」に大胆に挑戦していくことを望みます。

挑戦にあたっては、従来の文化生涯学習の分野のみにとどまらず、産業振興、都市政策をはじめ、様々な分野を横断した取組を推進し、また市関係部局だけでなく、市民、NPO、企業等と協働して新たな文化生涯学習施策の可能性を切り拓いていくことが重要です。

しかしながら、「本質的価値」である「定例的・継続的な文化生涯学習施策」も着実に推進するなど、一方に傾倒しすぎることがなく、両輪で進むこと、相互作用により高め合うことが理想です。例として次のような施策展開を提案します。

茅ヶ崎の強みである市内に点在する文化資源の力を未来に向かって再編成し、郷土愛と創造力にあふれた人材が育ち、集まり、より学びあうことができる機会を充実させることで、文化的ブランドイメージを確立し、都市としての価値を高める中長期的戦略を打ち出します。

目指すのは、2030年。日本全国そして世界から「クリエイターシティ・チガサキ」と認識され、開高健や小津安二郎、加山雄三ら20世紀の「茅ヶ崎ゆかりの人物」たちと並び立つ、21世紀の優秀なクリエイター（作家）を輩出し、市民ひとりひとりが茅ヶ崎に誇りを持つ都市となることです。

まずは、その下地をつくる施策として、主に市南部の文化生涯学習施設を活用して総合

的に展開することで、実現のために必要な官民キーパーソンの力を結集する実施体制を構築することが重要です。

総合計画に謳われた将来の都市像を実現するためには、人口減少、少子高齢化、財政悪化など本市をとりまく社会経済環境等の変化を見据えながら、文化的で生活満足度の高い市民生活の実現と観光・産業振興といった地域経済の発展が求められます。

その推進のためには、茅ヶ崎の数多くの文化資源の発掘、再評価、ネットワーク化などの活用促進策が重要となります。

しかしながら、現状は、市では庁内各課に文化資源の所管が分散し、市民から見て分かりにくく、総合力を発揮しにくい体制となっています。民間分野でも個別の優れた事業はあっても大きな規模での展開は実現できていません。市の財政悪化のため事業全般の縮小・廃止など大胆な事業見直しがなされていますが、一方で新たな価値を生み出す効果的な戦略に取り組まなければ、この先は「先細りの未来」になると考えます。

このような現状と課題を打破するために、既存の文化資源の価値を活かし新たな価値を創出する「創造都市」（P 1 2 参照）の形成を目指して戦略的に事業を展開すべきです。

具体的には、アメリカの社会学者・フロリダがいう芸術家等の創造階級（の卵）（P 1 2 参照）を市に呼び込み、育成するためのさまざまな事業を継続的に実施します。

例えば、既存の文化資源である旧南湖院第一病舎をクリエイター（小説家、詩人、映画監督、作詞家・作曲家、美術家、建築家など）の滞在制作施設＝クリエイター・イン・レジデンスとして整備活用する事業が考えられます。また、開高健記念館をはじめとする市内ミュージアムや文化施設との連携を推進し、市内各地（特に別荘文化の薫りが残る南側の文化ベルト地帯）に市民から新たなアイデアが生まれる創造的環境を形成することが考えられます。

茅ヶ崎の文化を継続して維持するためには、作家等の文化に携わる新しい人材を育成、安定的に輩出していく仕組みづくりが重要です。このクリエイター・イン・レジデンスは、滞在したクリエイター同士が切磋琢磨することにより、成長していくことが狙いです。また、開高健記念館等の既存の文化施設を発表・練習の場として連携・活用します。

クリエイターは、市民を中心とした新たな人材の育成を主眼において選定することが最も重要です。また、本施策が軌道に乗れば、市内だけではなく、全国からもクリエイターが入居を希望するなど、人材が集まり、育っていくという循環が期待されます。

創造的分野におけるヒト・モノ・カネを集結し、同事業を戦略的に展開することにより、育成された作家が、市内だけではなく日本全国に向けて新たな価値を生み出すことにより、「クリエイターのまち・茅ヶ崎」を発信し、イメージを形成することは、茅ヶ崎の文化の振興につながると考えます。また、作家が生み出す新たな価値は、新たな収益を生み出すことも考えられ、それが定着することで文化生涯学習施策の底上げにつながると考えます。

これらの施策展開とともに、ユネスコ創造都市ネットワーク文学部門への加盟申請を目指します。日本ではまだ文学分野への登録都市はないため、ユネスコ創造都市ネットワーク文学部門加盟は、日本全国だけではなく、「クリエイターのまち・茅ヶ崎」の世界への

発信に加えて市民レベルでの国際的な文化交流が期待でき、茅ヶ崎のさらなる文化の振興につながります。

#### 【参考】創造階級、創造都市とは…

21世紀に入る頃から、世界的に創造性（creativity）が様々な分野で注目されるようになっていきます。例えば、Googleでの“creativity”の検索数は、20,000（1990年）から60,000（2008年）に増大しています（注1）。

かつて創造性は主に文化分野で重要な要素だと考えられていましたが、現在では、その他に経済発展や人間発達においても重要な要素だと考えられるようになってきました（注2）。

C.ランドリー（2001）は、都市の持続的発展には文化・芸術などの創造性が最も重要なファクターであるとする立場から創造都市論を展開し（注3）、R.フロリダは都市を繁栄させるのは芸術家や科学技術者などの「創造階級（Creative Class）」のクラスターだと主張しました（注4）。

創造都市の理念は世界に普及していきます。ユネスコは2004年からデザイン、食文化など7つの創造産業（注5）分野にわたる「創造都市ネットワーク」を開始し、295都市が加盟しています（日本10都市）（注6）。日本では、金沢市と横浜市がいち早く創造都市の取組を開始し大きな成果を収めました（注7）。

2007年からは文化庁も文化芸術創造都市の取組を開始し、2013年には横浜市と協働して「創造都市ネットワーク日本（CCNJ）」を設立し現在茅ヶ崎市をはじめ159団体が加盟しています（注8）。

#### （注）

1 Karlsson, Charlie (2011), Clusters, network and creativity, in David Emanuel Andersson, Åke E.Andersson and Charlotta Mellander (ed.)Handbook of Creative Cities,2011,Edward Elger,pp.85-114,p85,野田訳

2 O'Connor, Justin (2010) The Cultural and Creative Industries : a literature review [2nd ed.].:Arts Council England,  
野田訳

3 チャールズ ランドリー（2003）『創造的都市—都市再生のための工具箱』日本評論社

4 リチャード・フロリダ（2008）『クリエイティブ資本論—新たな経済階級の台頭』ダイヤモンド社

5 イギリス政府による創造産業の定義では、広告・市場調査、建築・工芸・デザイン、映画・テレビ・ビデオ・ラジオ・写真、IT・ソフトウェア・ビデオゲーム・コンピュータサービス、出版・翻訳、博物館・ギャラリー・図書館、音楽・舞台芸術・視覚芸術・文化教育、である（Department for Digital, Culture, Media & Sport; Last updated 26 January 2017, Creative industries economic estimates）

6 <https://www.mext.go.jp/unesco/006/1357231.htm>

7 野田邦弘（2008）『創造都市横浜の戦略』学芸出版社、佐々木雅幸（2012）『創造都市への挑戦』岩波書店

8 創造都市ネットワーク日本については、<https://ccn-j.net>

9 クリエーター経済については、<https://newspicks.com/news/5685141/body/>

### 第3章 効果的な評価の仕組みについて

本質的価値を意識する「定例的・継続的な文化生涯学習施策」と社会的・経済的価値を意識する「重点的に取り組むべき新たな文化生涯学習施策」は、いずれも「評価する目的（誰のため、何のための評価か）」「それにふさわしい指標は何か」「評価の結果をどう使うのか」を明確にし、効果的な評価の仕組みを設計すべきです。

次期プランにおける評価の仕組みの設計にあたっては、これまでのプランにおける課題を踏まえ、より効果的に評価できる仕組みを検討してください。

#### 【これまでのプランの評価における課題】

- ・事業の参加者数などの定量的な数値指標による評価は、「参加者が少ないから事業の廃止も検討する」といった「事業仕分け」のような議論になる傾向があった。
- ・当初の計画に沿って事業を実施したかを点検し、報告する事業報告をベースとした評価は、不確実性の高いこれからの時代において、必ずしも機能するとは言えない。
- ・評価者が評価する施策や事業の現場を知っている必要があるが、全ての事業を見ることはできない。
- ・文化施設の現場スタッフ（学芸員等）による事業評価が反映されていない。

#### 【次期プランの評価のあり方】

- ・評価は施策及び事業の目的の達成のために行うものであることから、施策及び事業の目的の達成度等（目指す方向性を見失っていないか、目的に向かって進んでいるか）の把握と、そこから抽出した課題に基づき施策・事業を改善し、質の向上を図り、次のステップにつながるものとする。
- ・参加者数や収益などの定量的な指標や受益者負担の視点だけで評価するのではなく、独創的な取組や前例のない取組等が評価されるよう定性的な評価の仕組みも検討すること。
- ・定性的な評価には、事業主催者や参加者へのアンケート調査など、客観的な視点も取り入れ、実施部門の「言い訳」や「お手盛り」にならないようにすること。
- ・評価にあたっては、現場スタッフ（学芸員等）の評価が反映される仕組みを検討すること。
- ・特徴的な施策や事業を取り上げ、現場の職員がどんな目的で何をやったのか等、施策や事業の内容について評価者に説明する場を作るとともに、評価者が実際に事業を見る機会を作るなど、評価者が内容をしっかりと理解した上で評価できる仕組みを検討すること。
- ・評価指標は、施策や事業がもたらす社会的変化（社会や地域にどういった影響をもたらしたか、どう定着したか）や、文化生涯学習活動への市民の意識・関心・満足度などを測れるものを検討すること。
- ・評価の結果により事業廃止を検討する場合、事業の意義や必要性に加えて、今あるものをしっかり活用できているか、形を変えて未来につなげていくことができないかなど、様々な視点から十分に検証した上で慎重に検討すること。